

## 権利変換計画の変更について（公告）

令和4年9月7日付で神戸市長より認可を受けました垂水中央東地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画について、令和6年9月2日付（神都地 第570号）で都市再開発法第72条第4項の規定により準用する第1項の規定により権利変換計画が変更認可されましたので、同法第86条第1項及び同法施行規則第32条第2項の規定により、下記のとおり公告します。

### 記

1. 第一種市街地再開発事業の名称  
垂水中央東地区第一種市街地再開発事業
2. 施行者の名称  
垂水中央東地区市街地再開発組合 理事長 井澤 順三
3. 事務所の所在地  
神戸市垂水区陸ノ町1番2-401号室
4. 権利変換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称  
神戸市垂水区神田町159番
5. 権利変換計画の認可を受けた年月日  
令和4年9月7日
6. 権利変換計画の変更をした年月日  
令和6年9月2日

以上

神戸市垂水区陸ノ町1番2-401号室  
垂水中央東地区市街地再開発組合  
理事長 井澤 順三